（※２）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。	（※２）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。
３－３－２～３－３－５　［略］	３－３－２～３－３－５　［同左］
３－４・３－５　［略］	３－４・３－５　［同左］
３－６　個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）	３－６　個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）
３－６－１　第三者提供の制限の原則（法第27条第１項関係）	３－６－１　第三者提供の制限の原則（法第27条第１項関係）
［略］	［同左］
個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※１）を得ないで提供してはならない（※２）（※３）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。	個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※１）を得ないで提供してはならない（※２）（※３）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。
［略］	［同左］
（※１）　［略］	（※１）　［同左］
（※２）　［略］	（※２）　［同左］
（※３）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。	（※３）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。
【第三者提供とされる事例】［略］	【第三者提供とされる事例】［同左］
【第三者提供とされない事例】［略］	【第三者提供とされない事例】［同左］
［略］	［同左］
３－６－２～３－６－６　［略］	３－６－２～３－６－６　［同左］
３－７～３－11　［略］	３－７～３－11　［同左］
４　「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方	４　「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方
法第148条 ［略］ 法第178条 第148条第２項又は第３項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 法第184条 ［略］	法第148条 ［同左］ 法第178条 第148条第２項又は第３項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 法第184条 ［同左］
［略］	［同左］
５～10　［略］	５～10　［同左］
【付録】　［略］	【付録】　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。